

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成18年  
2月28日  
(火曜日)

## 目次

規則  
河川法施行細則の一部を改正する規則(河川課)……………一  
告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一  
保安林指定の解除(下関市)(森林整備課)……………三  
公告  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………三  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………四  
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)……………四  
下関都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四



河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十八日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第七号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年山口県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。  
第三条中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。



### 山口県告示第八十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年二月二十八日から同年三月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び平生町町民課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年二月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三新化学工業株式会社  
住 所 柳井市柳井一五〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 三新化学工業株式会社平生工場  
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五三一番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 力 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	
二七一又	五	(既 設)	連 続 二 四 時 間	一 日 当 た 季 節 的 変 動 の 概 要 変 動 な し

備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

排水口	排出水の汚染状態の値	
	通常最大	通常
水素イオン濃度 (水素指数)	通常最大	通常
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常最大	通常
浮遊物質 (mg/l)	通常最大	通常
鉍油類 (mg/l)	通常最大	通常
窒素 (mg/l)	通常最大	通常
燐 (mg/l)	通常最大	通常
排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	通常最大	通常

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種類	項目	
	通常最大	通常
水素イオン濃度 (水素指数)	通常最大	通常
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常最大	通常
浮遊物質 (mg/l)	通常最大	通常
鉍油類 (mg/l)	通常最大	通常
窒素 (mg/l)	通常最大	通常
燐 (mg/l)	通常最大	通常
汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	通常最大	通常

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間 の間隔	一日当たりの 使用時間	概略的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
鋼板製	鋼板製	二、四〇〇	凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既)		
鉄筋コンクリート製・鋼板製	鉄筋コンクリート製・鋼板製	"	活性汚泥・ろ過・活性炭吸着・沈殿	"	"	"			

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種類	汚水等の汚染状態の値	
	通常最大	通常
水素イオン濃度 (水素指数)	通常最大	通常
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常最大	通常
浮遊物質 (mg/l)	通常最大	通常
窒素 (mg/l)	通常最大	通常
燐 (mg/l)	通常最大	通常
汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	通常最大	通常

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1	排水口	七	八〇六	一八〇	一三六	三〇	四〇	検出せず	五〇	一〇〇	二	四	二、〇二〇	二、三三〇
-------	-----	---	-----	-----	-----	----	----	------	----	-----	---	---	-------	-------

山口県告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十八年二月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
下関市大字井田字道祖峠八五の二七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため



(二二〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年二月二十八日から同年六月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパードラッグコスモス新山口駅前  
所在地 山口市小郡下郷一七三二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十八年十月十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、七六三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数  
九五台

(二) 駐輪場の収容台数  
五〇台

(三) 荷さばき施設の面積  
四六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
一四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻  
株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数  
三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日  
平成十八年二月十六日

(二二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十四日山口県公告(五五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月二十八日から同年三月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ南岩国(A敷地)

所在地 岩国市南岩国町三丁目七二九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ南岩国(B敷地)

所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十四日山口県公告(五五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月二十八日から同年三月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済建設部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン長門

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二四) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町村名

施行地区

事業の種類

周南市

奥堤地区

ため池の整備

阿武町

福谷地区

〃

二 縦覧の期間

平成十八年三月一日から同月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二二四) 下関都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画公園二・二・七十四 三河児童公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

平成十八年二月二十八日印刷  
発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)